

静岡横内サッカースポーツ少年団育成会規約

第1条（総則）

横内サッカースポーツ少年団（以下、「本団」という）は、育成会を置く。

第2条（目的）

育成会は、次の活動を行う。

- (1) 本団の目的の達成及び活動の支援
- (2) 本団の行うレクリエーション活動及び懇親会の主催
- (3) 広報活動
- (4) その他本団の団員の育成に必要な事項

第3条（組織）

育成会は、本団団員の保護者（以下、「育成会員」という）をもって組織する。

第4条（役員）

育成会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 学年幹事 各学年3名程度

第5条（役員の仕事）

- 1 会長は、育成会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 学年幹事は、各学年を統括し、会長及び副会長を補佐する。

第6条（役員を選任）

- 1 会長及び副会長は、年度末までに、次年度6年生の団員の育成会員の合議により選出する。ただし、次年度6年生の団員の育成会員の数が足りない場合は、順次その下の学年の団員の育成会員の合議により選出する。
- 2 学年幹事は、各学年の団員の育成会員の合議により選出する。

第7条（役員の仕事）

役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条（定例会）

本団の活動を円滑に実施するため、本団の役員、指導者及び育成会役員をもって、定期的に定例会を実施する。

第9条

育成会の年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

（附則）

本規約は平成30年3月9日より施行する。